

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和5年10月16日に提起した保護変更決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人が、A県B市から葛飾区に転居したことに伴い、令和5年5月15日、葛飾区福祉事務所長は審査請求人について生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の開始を決定するとともに、毎月の支給額を14万6,110円と決定した。
- 2 原決定には障害者加算に係る最低生活費の算定の誤りがあることが発覚したことから、同年8月18日、令和5年6月以降の毎月の支給額を12万8,240円に変更し、同年6月から8月までの3か月間について1か月当たり1万7,870円の返納を求める各決定を行い（以下併せて「本件決定」という。）、同日付けの各保護変更決定通知書（以下併せて「本件通知書」という。）を審査請求人に対して普通郵便で送付した（到達について争いあり。）。

- 3 処分庁は、上記月額1万7,870円（3か月分合計5万3,610円）の返納を求める同年8月31日付け各納入通知書（以下併せて「本件納入通知書」という。）を同年9月4日消印の普通郵便により審査請求人に送付した。
- 4 審査請求人は、令和5年10月16日、本件審査請求を行った。
- 5 処分庁は、令和5年11月17日消印の普通郵便により本件通知書を送付した（ただし、正式な書面として送付したものであるか、単なる参考書面として送付したものであるかは不明である。）。
- 6 令和6年2月9日、審査請求人は、本件審査請求の対象は、本件納入通知書による処分ではなく、本件決定であることを明示した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

支給された保護費は、生活用品の購入のために既に費消されているため、保護費の返還について定める生活保護法第63条所定の「資力」は存在しない。

また、令和5年8月当時、本件通知書は審査請求人に到達していない。

同年9月12日付けの審査請求人の処分庁宛ての手紙により、本件通知書が到達していたことを処分庁は知り得たはずである。

それにもかかわらず、適切に教示が行われていないのであるから、信義則上初めから審査庁となるべき行政庁に対して審査請求がなされたものとみなされるべきである。

2 処分庁の主張

本件審査請求については、東京都知事に行うべきであるから却下されるべきである。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対して

するものとする（第4条。各号は省略）。

(2) 生活保護法

ア 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（第19条第1項）。

・その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同1号）

イ 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる（第19条第4項）。

ウ 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない（第24条第1項。各号は省略）。

エ 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない（第24条第3項）。

オ 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する（第24条第9項）。

カ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（第63条）。

キ 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする（第64条）。

(3) 葛飾区生活保護法施行細則（昭和40年葛飾区規則第28条）

生活保護法第19条第4項の規定に基づき、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第55条の7第1項及び第2項、第62条第3項及び第4項、

第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条及び第81条に規定する区長の保護の決定及び実施に関する権限、法第55条の4第2項の規定に基づき、法第55条の4第1項、第55条の6及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金に関する権限並びに法第55条の5第2項の規定に基づき、法第55条の5第1項及び第55条の6に規定する進学準備給付金の支給に関する権限について、葛飾区福祉事務所の長に委任する。（第1条）

2 判断

生活保護法第64条は、第19条第4項の規定により、市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部または一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとしているところ、葛飾区長は生活保護の実施に関する権限の一部（本件決定である保護変更決定に係る権限も含む。）を葛飾区福祉事務所に委任している。

そのため、本件審査請求は、東京都知事に対して行うべきである。

それにもかかわらず、葛飾区長宛てに行われた本件審査請求は、不適法であり、却下されるべきである。

この点、審査請求人は、本件決定に係る本件通知書が、本件決定の日直後の令和5年8月当時、審査請求人宅に到達しておらず、これを処分庁も知り得たにもかかわらず、教示が適切に行われなかったとして、信義則上本件審査請求は適法に行われたものとして扱うべきであると主張する。

しかしながら、審査請求人主張のとおり、令和5年8月に本件通知書が到達していないのであれば、本件処分に関する教示の有無を問題にする余地はない。本件通知書が令和5年8月に到達したのか、同年11月に初めて到達したのかについては争いがあるが、いずれの通知書においても教示は適切に行われており、教示の方法が信義則に違反するという事情は存在しない。

仮に、令和5年8月当時、本件通知書が審査請求人に到達しておらず、令和5年11月17日消印の普通郵便により送付された本件通知書が、参考書面であり、本件処分の効力を生じさせるものでないと仮定しても、葛飾区長宛ての本件審査請求を適法としなければならない理由とはならない。

そうであれば、本件審査請求を適法と扱わないといけない信義則上の理由は存在せ

ず、本件審査請求は却下されるべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行審法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

4 審理員意見書の添付

本件審査請求は、行審法第43条第1項第6号の規定により、葛飾区行政不服審査会への諮問を要しないものであることから、行審法第50条第2項の規定により、本裁決書に審理員意見書を添付する。

令和6年3月11日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。